

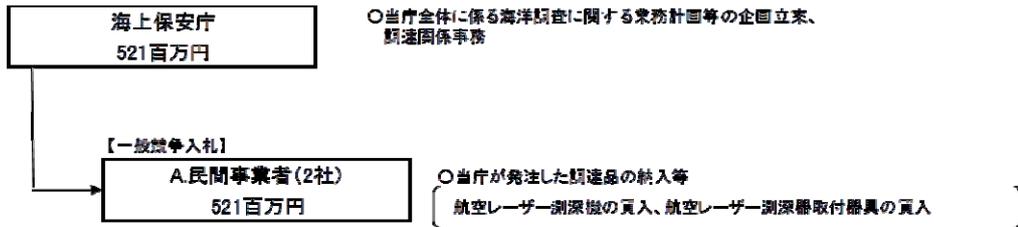
平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名		海洋調査に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		S23~		担当課室	企画課		課長 露木 伸宏		
会計区分		一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		海上保安庁法第5条1項19号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		東日本大震災での地震・津波被害により、広範囲に海岸線や水深が変化した海域において、船舶の航行安全を確保するため、航空レーザー測深機により調査を実施する。							
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		予算の状況	当初予算	-	-	-	190		
			補正予算	-	-	538	0		
			繰越し等	-	-	-	0		
		計		-	-	538	190		
		執行額		-	-	521			
執行率(%)		-	-	96.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
		航空レーザー測量による調査は、それらのみで船舶の航行安全に資するものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果があるものであるため、当該事業について成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない。		成果実績		-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した北海道から関東にかけての太平洋沿岸域(約11,000km ²)の測量を、平成26年度までに完了させる。		活動実績 (当初見込み)	海域 (km ²)	-	-	754.3km ²	-
単位当たりコスト		69,036(千円/100km ²)		算出根拠	(23年度) 執行額/調査海域面積				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	水路業務庁費	190							
	計	190							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により広範囲に海岸線や水深が大きく変化した海域を測量し海上交通の航行安全を確保することは、海上輸送に従事する船舶や、沿岸で操業する小型漁船のために必要不可欠であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。 不用については、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業にかかる契約案件は、全て般競争入札で行っており、競争性が確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	広範囲の調査対象海域を迅速に測量するためには、航空レーザー測量以外に手段はない。 船舶の通航量が多い国際拠点港湾等の周辺海域から測量を開始し、順次測量を進め、平成26年度までに測量を完了させることとしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	24年度末に新たな航空レーザー測深機の配備により、現在使用している測深機と併用して2機体制による調査を実施することから、航空機の効率的な運用方法の見直しにより、経費の削減を図ることとしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-0070

※平成23年度実績を記入



(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴収)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

A.OPTECH INCORPORATED			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航空レーザー測深機買入	423			
計		423	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	OPTECH INCORPORATED	航空レーザー測深機買入	423	1	97.9
2	双日株式会社	航空レーザー測深機取付器具買入	98	1	99.8
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					